

「COTOHA Call Center サービス」契約約款 【現改比較表】 2023年6月1日現在

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>附 則（令和5年1月27日 C A S 3 第01009631号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 当社は、令和5年2月1日から令和5年5月31日までの間に、本サービスの申込みを当社が承諾した先着300の申込みについて、次に掲げるとおり適用します。</p> <p>(1) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）</p> <p>2（料金額）2-1（基本料）に規定する額にかかわらず、基本料を適用しません。</p> <p>(2) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）</p> <p>2（料金額）2-2（加算料）に規定する額のうちAIオペレーター機能利用料を除く合計額が1料金月あたり3万円（税抜価格）までのときは、加算料（AIオペレーター機能利用料を除きます。）を適用しません。この場合において、1料金月あたり3万円（税抜価格）を超えるときは、3万円を減額して適用します。</p> <p>(3) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）</p> <p>2（料金額）2-2（加算料）に規定する額にかかわらず、AIオペレーター機能利用料を適用しません。</p>	<p>（略）</p>

附 則（令和5年5月24日 C A S 3サ00040000041-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、令和5年6月1日から令和5年7月31日までの間に、本サービスの申込みを当社が承諾した先着300の申込みについて、次に掲げるとおり適用します。

(1) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2－1（基本料）に規定する額にかかわらず、基本料を適用しません。

(2) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2－2（加算料）に規定する額のうちAIオペレーター機能利用料を除く合計額が1料金月あたり3万円（税抜価格）までのときは、加算料（AIオペレーター機能利用料を除きます。）を適用しません。この場合において、1料金月あたり3万円（税抜価格）を超えるときは、3万円を減額して適用します。

(3) 本サービスの提供を開始した日を含む料金月および翌料金月について、料金表第1表第1（利用料金）

2（料金額）2－2（加算料）に規定する額にかかわらず、AIオペレーター機能利用料を適用しません。